



平成 20 年 3 月 21 日

各 位

新光証券株式会社
みずほ証券株式会社

新光証券・みずほ証券の合併効力発生日延期のお知らせ

新光証券株式会社（「新光証券」）とみずほ証券株式会社（「みずほ証券」）は、すでにお知らせしておりますとおり、両社間の合併（「本合併」）の効力発生日を本年 5 月 7 日に延期し、本合併に係る合併比率等の見直しに関する協議を行って参りましたが、本日の両社取締役会において、本合併の効力発生日を下記のとおり再度延期することを決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 合併効力発生日延期の理由

米国サブプライム問題に端を発した金融・資本市場の混乱は、現在も継続しており未だ収束のきざしを見せておらず、マーケットの変動の幅が大きな状況にあります。先日お知らせいたしましたとおり、現在本合併に係る合併比率見直し等に係る協議を行っておりますが、こうした状況に鑑みれば、本合併の効力発生日を再度延期することが適当であると両社の取締役会において判断し、本日合意するに至ったものです。

2. 延期後の合併効力発生日について

延期後の合併効力発生日につきましては、この度お知らせしました延期の要因が、米国サブプライム問題に端を発した世界の金融・資本市場の混乱が継続している点にあることから、当該混乱が収束するまでには、相応の時間を要するものと思われること等を踏まえ、平成 21 年の可能な限り早い時期を目処といたしたいと考えております。

なお、平成 21 年 1 月には、株券電子化の実施等も予定されているため、今後、証券保管振替機構等、関係ご当局、関係者等とも充分協議を行い調整の上、本合併の効力発生日を決定後、速やかにお知らせすることといたします。

3. 新光証券の臨時株主総会について

今次合併効力発生日の延期により、本年 2 月 25 日付でお知らせしました、本年 4 月頃開催予定であった新光証券の臨時株主総会は開催しないことといたします。また、これに伴い、本年 3 月 11 日を基準日と定めた同総会招集のための基準日も取消しさせていただきます。

す。

今後の両社の協議において、合併比率等の見直しが決定期次、新光証券において、臨時株主総会招集のための基準日を設定し、これを開催の上、株主の皆様のご判断を仰ぎたいと考えております。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

新光証券	広報・IR部	03-5203-6413
みずほ証券	広報部	03-5208-2030